

障害福祉サービス ガイドブック



帯広市 障害福祉課

平成30年4月改訂

はじめに

このガイドブックは、障害のある方やご家族の方などに活用していただけるよう、帯広市地域自立支援協議会と帯広市障害福祉課の協働により作成しました。障害福祉サービスの内容や利用方法を紹介していますので、障害福祉サービスのご利用に役立てていただければ幸いです。



なお、障害福祉に係る国の法令や制度は、随時改正や変更が行なわれていますので、サービスの内容や手続きについても変更されることがあります。実際のサービス利用の際は、最新の情報をご確認ください。



目次

1	はじめに	1 ページ
2	障害福祉サービス利用までの流れ	2 ページ
3	障害福祉サービスの種類と内容	5 ページ
	（1）訪問系サービス	5 ページ
	（2）日中活動系サービス	7 ページ
	（3）居住系サービス	10 ページ
	（4）相談系サービス	11 ページ
4	障害福祉サービスの利用料について	13 ページ
	（1）利用者負担の上限額	13 ページ
	（2）受給者証の更新手続き	15 ページ



障害福祉サービス利用までの流れ（介護給付の場合）

相談
申請

・困ったことがある場合や、新しいサービスを利用したい場合は、帯広市障害福祉課か相談支援事業所に相談してください。

・利用したいサービスが決まりましたら、帯広市障害福祉課で申請用紙に必要な事項を記載して申し込みます。

（印鑑、年金額など収入がわかる書類が必要となります。また帯広市で市民税の課税状況を確認できない場合はマイナンバー制度の情報連携により前居住先に課税証明書を照会する場合があります。）



認定調査

・認定調査員が訪問し、あなたのできることや、生活の中の困りごとなどを聞き取ります。



医師意見書

・あなたのことをよく知っているお医者さんに意見書を書いてもらいます。医師意見書は帯広市から依頼します。



審査会
判定

・認定調査結果と医師意見書をもとに、帯広市の自立支援審査会で、どのくらいサービスが必要な状態か（障害支援区分）が決められます。



認定
通知

・障害支援区分が書かれた手紙が届きます。内容を確認しましょう。障害者の方の心身の状況等により区分は1～6に分けられます。区分1～6では受けられるサービスの内容や利用時間が変わります。この結果に基づき、サービスを利用するための計画を作成します。



計画（案）作成・提出

・あなたが使いたいサービスについて相談支援専門員に相談し、サービス等利用計画案を作成してもらいます（計画相談支援⇒P11）。

※自分で事業所との調整を行ないサービスの利用計画を作成できる方はセルフプランを選ぶことも可能です（⇒P12）。



支給決定

・サービス等利用計画案（もしくはセルフプラン）が帯広市に提出され支給が決まると、帯広市から福祉サービスの受給者証（水色小冊子）が送られてきます。

福祉サービス
受給者証



契 約

- ・サービスを提供してもらう事業所と契約を結びます。
- ・説明がわからない時は、わかるまで聞いてください。



サービス利用

- ・受給者証を提示してサービスを利用します。
 - ・サービス内容の変更は帯広市障害福祉課か相談支援事業所に事前に相談してください。
- ※セルフプランの方もサービス内容に変更のある際は必ず事前に変更したセルフプランを帯広市に提出してください。



障害支援区分と利用できるサービスのめやす

非 該 当	居宅介護や施設入所などの介護給付は利用できません。身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援（自立訓練・グループホーム・就労継続支援・就労移行支援）は障害支援区分認定調査を受けると利用可能です。	
障害支援区分1 以上	居宅介護や短期入所の利用が可能です。	
障害支援区分2 以上	居宅介護の一部である通院等介助（身体介護あり）の利用が可能です。	
障害支援区分3 以上	知的障害または精神障害により行動上著しい障害をお持ちの方で常時介護を必要とする方に、危険を回避するために必要な援護や、外出時における移動中の介護を提供する行動援護の利用が可能です。	
障害支援区分4 以上	施設入所支援の申込みが可能です。	
障害支援区分5 以上	医療を要する障害者の方で常時介護を必要とする方に、療養上の管理・看護・医療管理下における介護及び日常生活上のお世話をする療養介護の申込みが可能です。	
障害支援区分6	障害の種別にもよりますが、ほとんどのサービスの利用が可能です。 （注：一部障害種別により利用できないサービスもあります。）	



障害福祉サービス利用までの流れ（訓練等給付の場合）

相談
申請

- ・困ったことがある場合や、新しいサービスを利用したい場合は、帯広市障害福祉課か相談支援事業所に相談しましょう。
- ・利用したいサービスが決まりましたら、帯広市障害福祉課で申請用紙に必要な事項を記載して申し込みます。
（印鑑、年金額など収入がわかる書類が必要となります。また帯広市で市民税の課税状況を確認できない場合はマイナンバー制度の情報連携により前居住先に課税証明書を照会する場合があります。）



認定調査

- ・認定調査員が訪問し、あなたのできることや、生活の中での困りごとなどを聞き取ります。



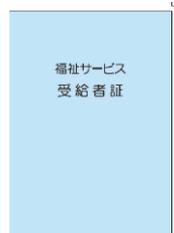
計画（案）作成・提出

- ・あなたが使いたいサービスについて相談支援専門員に相談し、サービス等利用計画案を作成してもらいます（計画相談支援⇒P11）。
- ※自分で事業所との調整を行ないサービスの利用計画を作成できる方はセルフプランを選ぶことも可能です（⇒P12）。



支給決定

- ・サービス等利用計画案（もしくはセルフプラン）が帯広市に提出され支給が決まると、帯広市から福祉サービスの受給者証（水色小冊子）が送られてきます。



契約

- ・サービスを提供してもらう事業者と契約を結びます。
- ・説明がわからない時は、わかるまで聞いてください。



サービス利用

- ・受給者証を提示してサービスを利用します。
- ・サービス内容の変更は帯広市障害福祉課か相談支援事業所に事前に相談してください。
※セルフプランの方もサービス内容に変更のある際は必ず事前に変更したセルフプランを帯広市に提出してください。





障害福祉サービスの種類と内容

(1) 訪問系サービス

ヘルパーに自宅へ訪問してもらい（または外出に同行して）、支援を受けます。利用したいサービスを提供している事業所に連絡をとり、契約を結んで利用することになります。

1. 身体介護	介護給付	認定調査 あり	区分認定 要
----------------	------	---------	--------

●利用できる人：障害支援区分1以上の方。

●サービスの内容

ヘルパーがご自宅を訪問し、食事や着替え・入浴・排泄・寝返りなどの日常生活を行うのに必要な支援を行います。



2. 家事援助	介護給付	認定調査 あり	区分認定 要
----------------	------	---------	--------

●利用できる人：障害支援区分1以上の方。

●サービスの内容

ヘルパーがご自宅を訪問し、日常的な掃除・洗濯・調理や生活用品の買い物を支援します。サービスを利用する方以外の家族の利用や、大掃除など日常的ではない家事については利用できません。

3. 通院介助(身体介護あり・なし)	介護給付	認定調査 あり	区分認定 要
---------------------------	------	---------	--------

●利用できる人（障害支援区分の認定調査項目のうち一定の障害が認められる方）

- ・身体介護なし：障害支援区分1以上の方。
- ・身体介護あり：障害支援区分2以上の方。

●サービスの内容

ヘルパーが病院の通院に同行し、車の乗り降り・受付・院内での身体的な介助を行います。トイレ介助や歩行の補助などの支援が必要な方は「身体介護あり」、必要でない方は「身体介護なし」となります。



4. 通院等乗降介助	介護給付	認定調査 あり	区分認定 要
-------------------	------	---------	--------

●利用できる人：障害支援区分1以上の方。

●サービスの内容

ヘルパーが病院への通院の際に、車の乗り降りや受付を介助します。院内での介助は含まれません。

5. 重度訪問介護	介護給付	認定調査 あり	区分認定 要
------------------	------	---------	--------

●利用できる人：①～③すべてに該当する方

- ①障害支援区分4以上の方。
- ②サービスの提供時間が長時間必要な方。（1日につき3時間超の利用が基本となります。）
- ③認定調査で歩行・排泄などに支援が必要であると判断された方。

●サービスの内容

体に重い障害があり日常生活や身の回りのこと全般に対して常に介護が必要な方へ、ヘルパーがご自宅を訪問し、入浴・排泄・食事の介助・見守り・外出するときの支援などを行います。おおむね1日3時間以上の介護が必要な方の支援になります。

6. 行動援護	介護給付	認定調査 あり	区分認定 要
----------------	------	---------	--------

●利用できる人：①～③すべてに該当する方

- ①知的障害者または精神障害者の方。
- ②障害支援区分3以上の方。
- ③危険を回避することができず、1人で外出することが困難など、認定調査で必要性が判断された方。



●サービスの内容

1人での外出が困難な方に対して、ヘルパーがご自宅を訪問し、移動中の付き添い・誘導や、排泄・食事の介助などの身の回りの支援を行います。

7. 同行援護	介護給付	認定調査 あり	区分認定 なし
----------------	------	---------	---------

●利用できる人：同行援護アセスメント調査票に基づき調査し、一定の障害が認められる方。身体介護が必要な場合は障害支援区分の取得をお勧めする場合があります。

●サービスの内容

視覚障害により外出時に介助が必要な方に対して、ヘルパーが移動中や目的地において歩行の支援・声かけ・書類の読み書き、身の回りの支援を行います。

8. 自立生活援助	訓練等給付	認定調査 あり	区分認定 なし
------------------	-------	---------	---------

●利用できる人：①～③に該当する方。

- ①障害者施設や更生施設等に入所、またはグループホームや福祉ホームに入居していた方。
- ②精神科病院に入院していた方
- ③一人暮らしをしている、または同居家族の支援が見込めない方で、心身の状態等の変化により自立した地域生活を継続することが困難と認められる方。

●サービスの内容

施設やグループホームなどから地域での生活に移行した方などで、居宅における定期的な巡回訪問や随時の連絡を受けて訪問・相談対応を行い、必要な情報の提供や助言をして自立した日常生活を営むための環境整備に必要な支援を行います。なお、就労定着支援、地域定着支援との併用はできません。

●利用できる期間

標準的な利用期間は1年間です。

9. 移動支援	地域生活支援事業	認定調査 なし	区分認定 なし
----------------	----------	---------	---------

●利用できる人：①または②に該当する方

- ①身体障害者手帳(上肢・下肢障害)1級をお持ちの方で、両上肢および両下肢に機能障害がある方。
- ②知的障害者または精神障害者であって、交通や公共機関の手続き、及び屋外での移動を1人で行うことが困難な方。

●サービスの内容

社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動などの社会参加のために、外出することが1人では困難な方に対して、ヘルパーが歩行・食事・排泄の介助などの支援を行います。重度訪問介護や行動援護、同行援護が該当になる方は、そちらが優先されます。また、長期にわたって定期的に外出支援が必要な場合や、宗教活動への参加など、外出の内容や目的により利用できないことがあります。

10. 訪問入浴	地域生活支援事業	認定調査 なし	区分認定 なし
-----------------	----------	---------	---------

●利用できる人：①および②に該当する方

- ①ヘルパーの介助(身体介護)を利用しても、自宅の浴槽で入浴が利用できない方。
- ②生活介護での入浴ができない方。

●サービスの内容

ご自宅の浴槽が利用できない方や、生活介護で入浴ができない方に対し、自宅に専用の浴槽を搬入して、ヘルパーが入浴の介助を行います。身体介護や生活介護の利用が優先されます。

(2) 日中活動系サービス

おもに日中事業所に通い、生産活動や社会参加、仕事や作業などの訓練を受けることができます。事業所ごとに内容が違いますので、まずは事業所を見学し利用について相談してください。

1 就労移行支援	訓練等給付	認定調査 あり	区分認定 なし
-----------------	-------	---------	---------

●利用できる人：65歳未満で以下のような方

- ・自分1人では働くことが難しく、訓練や就職先の紹介が必要な方。
- ※あんまマッサージ指圧師・はり師・きゅう師の免許をとり、働くことを希望する方には養成施設もあります(道内1箇所：視覚障害の方が対象)。



●サービスの内容

企業などに就職することができると思込まれる方に対し、生産活動や職場体験などの機会の提供、就職に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。作業の内容は、事業所ごとに違います。

●初めて利用する時

利用開始から約2ヶ月間は暫定利用(おためし利用)となり、その後の利用については事業所と相談します。

●利用できる期間

標準的な期間は2年間（あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年間または5年間）で、1年ごとに支給します。

2 就労継続支援A型	訓練等給付	認定調査 あり	区分認定 なし
-------------------	-------	---------	---------

●利用できる人：企業などに就職することが難しい65歳未満の方で、以下のような方。

- ・就労移行支援を利用したが、企業などの就職に結びつかなかった方。
- ・特別支援学校を卒業し就職活動をしたが、企業などの就職に結びつかなかった方。
- ・企業などを退職したなど働いた経験のある方で、現在は働いていない方。

●サービスの内容

企業などに就職することが難しい方に対し、雇用契約を結び、生産活動などの機会の提供、就職に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。作業の内容は、事業所ごとに違います。

●初めて利用する時

利用開始から約2ヶ月間は暫定利用（おためし利用）となり、その後の利用については事業所と相談します。

3 就労継続支援B型	訓練等給付	認定調査 あり	区分認定 なし
-------------------	-------	---------	---------

●利用できる人：企業などに就職することが難しい方で、以下のような方。

- ・働いた経験のある方で、年齢や体力の面で企業などに就職することが難しくなった方。
- ・就労移行支援を利用した結果、B型の利用が適していると判断された方。
- ・50歳以上の方や障害基礎年金1級を受給している方。

●サービスの内容

生産活動などの機会の提供、就職に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。作業の内容は、事業所ごとに違います。



4 就労定着支援	訓練等給付	認定調査 あり	区分認定 なし
-----------------	-------	---------	---------

●利用できる人：就労移行支援等を利用した後、企業などに新たに雇用され6か月を経過した方。

●サービスの内容

就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整に加え、日常生活または社会生活上の相談・助言などの必要な支援を行います。なお、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）との併用はできません。

●利用できる期間

標準的な利用期間は最大3年間で、1年ごとの支給となります。

5 自立訓練（機能訓練）	訓練等給付	認定調査 あり	区分認定 なし
---------------------	-------	---------	---------

- 利用できる人：身体機能・生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な障害者。
 - ・入所施設や病院から地域生活へ移行する方。
 - ・特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で支援が必要な方。

●サービスの内容

障害のある方に、障害福祉サービス事業所に通ってもらうか自宅を訪問するなどして、理学療法や作業療法、リハビリテーション、生活に関する相談などの支援を行います。

●初めて利用する時

利用開始から約2ヶ月間は暫定利用（おためし利用）となり、継続するかどうかが事業所と相談します。

●利用できる期間

標準的な期間は1年6ヶ月（頸髄損傷による麻痺のある方は3年間）1年ごとに支給します。

6 自立訓練（生活訓練）	訓練等給付	認定調査 あり	区分認定 なし
---------------------	-------	---------	---------

- 利用できる人：障害を持ち、生活能力の維持・向上等のための一定の支援が必要な方。
 - ・入所施設や病院から地域生活へ移行する方。
 - ・特別支援学校を卒業した方や、継続して通院し病状の安定している方などで、地域生活をする方。

●サービスの内容

障害のある方に、障害福祉サービス事業所に通ってもらうか自宅を訪問するなどして、自立した生活を送るために必要な訓練、生活に関する相談などの支援を行います。なお、就労定着支援との併用はできません。

●初めて利用する時

利用開始から約2ヶ月間は暫定利用（おためし利用）となり、その後の利用については事業所と相談します。

●利用できる期間

標準的な期間は2年間（長期入院していた方などは3年間）で、1年ごとに支給します。

7 宿泊型自立訓練	訓練等給付	認定調査 あり	区分認定 なし
------------------	-------	---------	---------

- 利用できる人：日中は仕事や障害福祉サービスを利用しており、以下の訓練が必要な方。

●サービスの内容

一定期間住む部屋を提供し、家事などの日常生活能力を高めるための支援や相談を行います。



●初めて利用する時

その人にとって支援を継続することが適しているか判断するために、利用開始から約2ヶ月間は暫定利用（おためし利用）となり、その後の利用については事業所と相談します。

●利用できる期間

標準的な期間は2年間（長期入院していた方などは3年間）で、1年ごとに支給します。

7 生活介護	介護給付	認定調査 あり	区分認定 要
---------------	------	---------	--------

●利用できる人：常時介護などの必要な、以下のような方。

- ・50歳未満の方は、障害支援区分が3以上（施設入所をする場合は4以上）
- ・50歳以上の方は、障害支援区分が2以上（施設入所をする場合は3以上）



●サービスの内容

施設や障害福祉サービス事業所で、入浴・排泄・食事などの介護や、調理・洗濯などの家事、創作的活動や生産活動の機会の提供を行います。

8 日中一時支援	地域生活支援事業	認定調査 なし	区分認定 なし
-----------------	----------	---------	---------

●利用できる人

障害のある方を介護する家族が、働いたり休息をとるために、一時的に預かる場を必要とする方。

●サービスの内容

施設や障害福祉サービス事業所で、入浴・排泄・食事などの介護や見守りを行い、生産活動などの機会の提供を行います。

●標準的な利用日数

1ヶ月に10日間まで。（※日数については、介護する方の状況などによりご相談に応じます。）

※総合支援法における日中活動系サービスの利用が優先されます。

9 地域活動支援センター	地域生活支援事業	認定調査 なし	区分認定 なし
---------------------	----------	---------	---------

●利用できる人：障害のある方。

●サービスの内容

創作的活動や生産活動、社会との交流をはかるなどの機会の提供を行います。

利用する方の障害の内容や、活動の内容は地域活動支援センターごとに違います。



（3）居住系サービス

入所施設や共同生活を営む住まいの場で、支援を受けることができます。

1. 短期入所	介護給付	認定調査 あり	区分認定 要
----------------	------	---------	--------

●利用できる人：障害支援区分1以上の方。

●サービスの内容

介護する人が病気などで不在になる短期間、施設で入浴・排泄・食事の介助などの、身の回りの介護を行います。事前に利用希望施設の見学や相談をしていただくことが望ましいです。

2. 施設入所支援	介護給付	認定調査 あり	区分認定 要
------------------	------	---------	--------

●利用できる人 : 生活介護利用者で障害支援区分4以上の方。(50歳以上の場合は区分3以上)

●サービスの内容

施設に入所した方に、入浴・排泄・食事の介助などの身の回りの介護を行います。利用する施設には事前の申し込みが必要ですので、帯広市障害福祉課の窓口までお越しください。

(※事前に入所希望施設の見学や相談をしていただくことが望ましいです。)

3. 共同生活援助(グループホーム)	訓練等給付	認定調査 あり	区分認定 なし
---------------------------	-------	---------	---------

●利用できる人 : 障害のある方。

●サービスの内容

共同生活を行う住居において、食事の提供や日常生活の助言・相談を行います。

住居において身体的介護を必要とする場合、障害支援区分の認定を取得していただきます。



4. 療養介護	介護給付	認定調査 あり	区分認定 要
----------------	------	---------	--------

●利用できる人 : ①または②に該当する方。

①障害支援区分6で、気管切開により人工呼吸器を使用している方。

②障害支援区分5以上の方で、進行性筋萎縮症または重度心身障害がある方。

●サービスの内容

常に医療が必要な方に、病院で療養上の医療的管理や、身の回りの介護を行います。

(4) 相談系サービス

困りごとの相談や、サービスを利用する時の計画作成の支援を受けることができます。北海道および帯広市の指定を受けた相談支援事業所の相談支援専門員が相談に応じます。(相談支援専門員とは、相談支援事業所で働く人で、障害のある人の支援や計画の作成について研修を受けた人です)

1 計画相談支援	認定調査 必要時	区分認定 必要時
-----------------	----------	----------

●利用できる人 : 障害福祉サービスを利用する方で、以下のような方。

- ・自分または家族でサービス等利用計画を立てることがむずかしく、相談支援専門員に計画作成を頼みたい方。
- ・サービスの利用が初めてでよくわからないなど、サービス事業所を選ぶのが難しい方。
- ・サービスの利用や日常生活について、継続して相談をしたい方。

●サービスの内容

相談支援専門員が自宅を訪問するなどして、困っていることや利用したいサービス、生活の希望や目標などについて話し合い、サービス等利用計画を立てるお手伝いをします。

そのために必要な情報の提供や、サービス事業所との調整なども行い、利用後は定期的に状況を確認したり、お困りごとの相談に応じます。



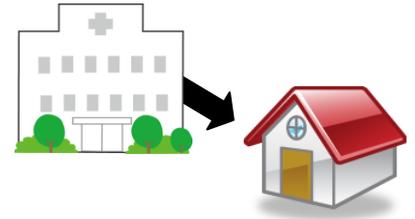
※セルフプラン

自分または家族がサービス等利用計画を立てる場合は、計画相談支援を利用せずセルフプランを提出します。書き方がわからない場合は帯広市障害福祉課、または障害支援区分認定調査員に確認してください。

2 地域相談支援（移行支援）	認定調査 あり	区分認定 なし
-----------------------	---------	---------

●利用できる人 : 地域での生活へ移行するために支援が必要な、以下のような方。

- ・ 障害者支援施設に入所している方。
- ・ 療養介護を行なう病院に入院している方。
- ・ 精神科病院（病棟）に1年以上入院している方や、支援を受けないと入院が長引く可能性のある方。



●サービスの内容

相談支援専門員などが、地域での生活や活動の希望などをお聞きしながら相談にのります。具体的には、住む場所や通う場所を一緒に探したり、施設や病院から一緒に外出するなどの支援をします。

●利用できる期間

6ヶ月以内（地域生活へ移行できると見込める方については延長することもあります）。

2 地域相談支援（定着支援）	認定調査 あり	区分認定 なし
-----------------------	---------	---------

●利用できる人

地域で一人暮らしをする方や、家族と一緒に暮らしていても家族に障害や病気があり支援を受けられないなどで、地域生活を続けるために支援が必要な方。病院や施設を出て地域での生活を始めた方や、実家から自立し一人暮らしを始めた方など地域生活が不安定な方。

（グループホーム・宿泊型自立訓練施設に入居している方は対象になりません）

●サービスの内容

相談支援専門員などがいつでも相談にのれるような体制や、緊急時の支援体制をとります。

●利用できる期間

1年以内（地域生活を続けるため支援が必要な方については延長することもあります。）

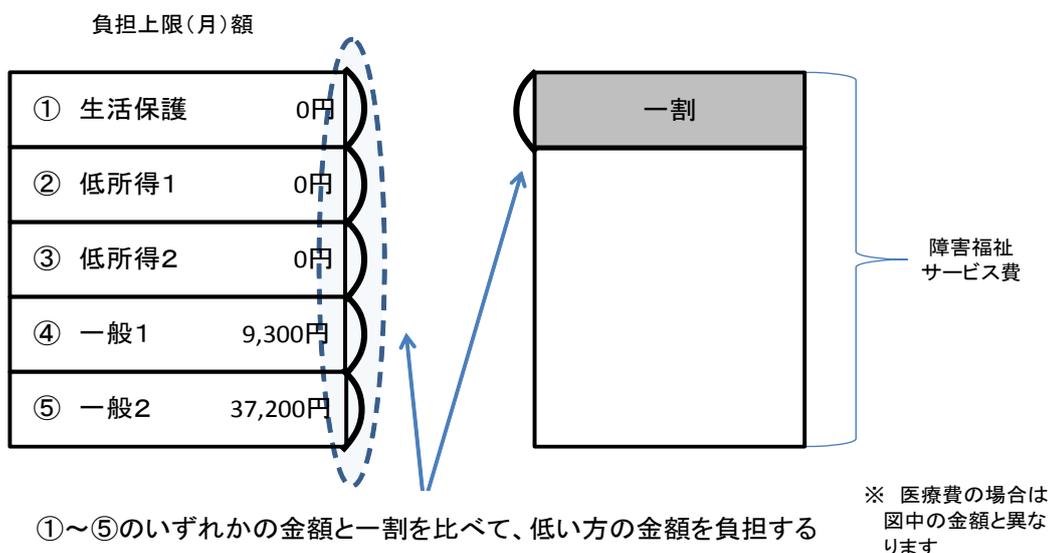


障害福祉サービスの利用料について

(1) 利用者負担の上限額

障害福祉サービスの利用にあたり、サービス料をお支払いいただく場合があります。この「サービス料」を「利用者負担」と呼んでいます。「利用者負担」は、所得に応じて上限が設定されています。これを「負担上限（月）額」と呼び、この「負担上限（月）額」と障害福祉サービスの費用の一割に相当する額を比較し、低い方の金額をお支払いいただきます。（下図参照）

【介護給付費・訓練等給付費の場合】



図の左側に「① 生活保護」などと書いてありますが、これは負担上限（月）額を算定する際の区分になります。この区分は利用者本人の属する世帯の収入などに応じて、以下の5つに分類されます。

なお、「障害者本人の属する世帯」とは基本的には障害者及び配偶者となりますが、20歳未満の施設入所支援利用希望者等は異なりますので、詳しくは帯広市障害福祉課にお問い合わせください。

<表1>

区分	名称	概要	
①	生活保護	生活保護受給世帯	
②	低所得1	市町村民税非課税世帯であって、収入が80万円以下	
③	低所得2	市町村民税非課税世帯であって、②に該当しない	
④	一般1	市町村民税課税世帯であって、ア又はイに該当し、市町村民税所得割額が16万円未満	ア 居宅で生活
			イ 20歳未満の施設入所者
⑤	一般2	市町村民税課税世帯であって、④に該当しない	

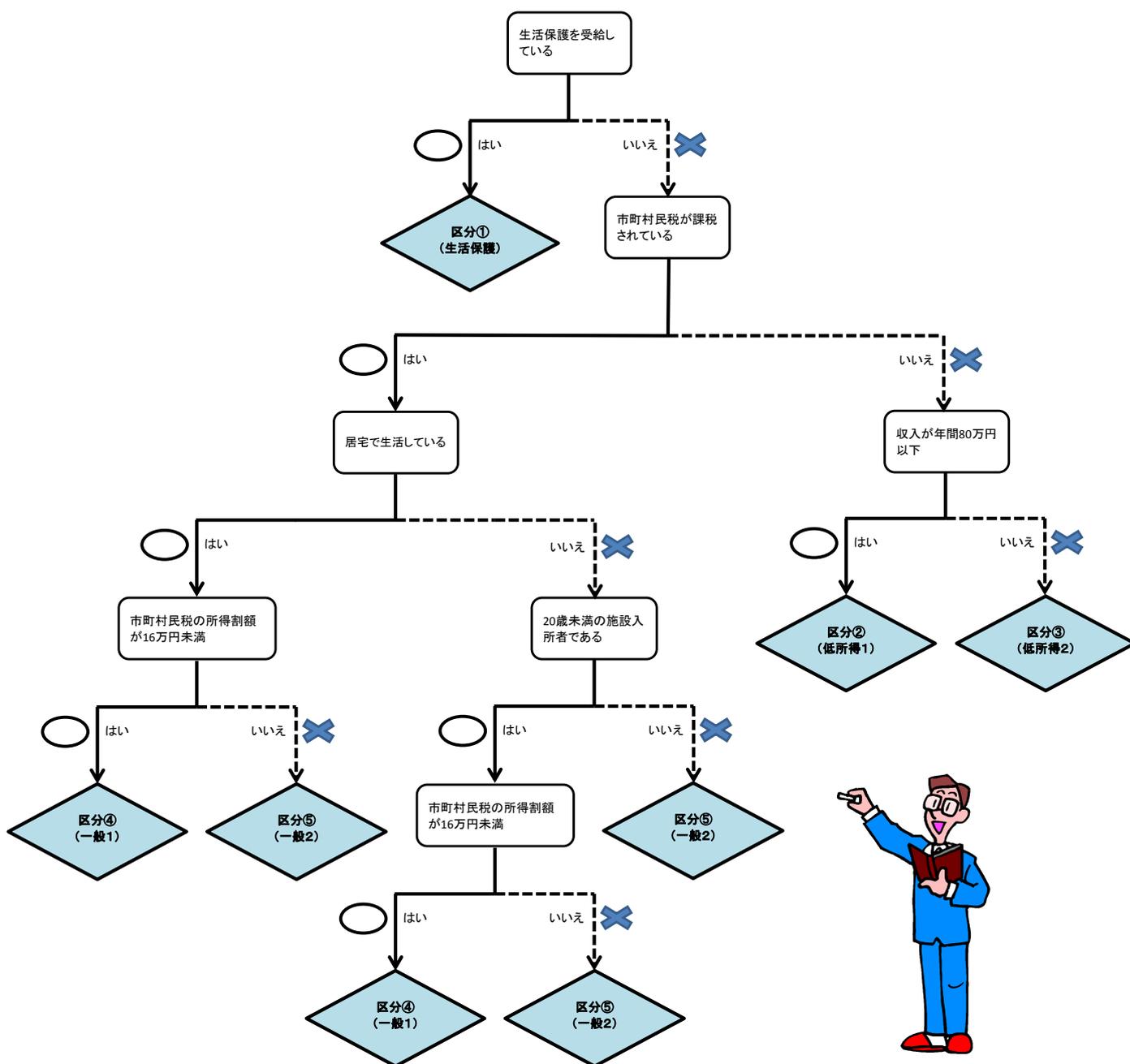
例1) <表1>の区分④に該当する方が、一ヶ月に100,000円分の障害福祉サービスを受けた場合

⇒ 負担上限月額が 9,300 円、障害福祉サービスの一割は 10,000 円となるので、この利用者は 9,300 円を負担することとなります。

例2) <表1>の区分④に該当する方が、一ヶ月に 50,000 円分の障害福祉サービスを受けた場合
 ⇒ 負担上限月額が 9,300 円、障害福祉サービスの一割は 5,000 円となるので、この利用者は 5,000 円を負担することとなります。

ご自身が①～⑤のどの区分に該当するかは、次のフローチャートでご確認ください。

《負担上限(月)額区分早見表》



※収入については利用者本人(支給決定者または保護者)の属する世帯で設定します。

さらに、施設に入所している所得の低い方については、食費・光熱水費の実費負担を軽減するため「補足給付」を支給します。この補足給付は支給決定時の入所者の年齢や収入に応じて支給されます。

①支給決定時に 20 歳以上… 生活保護、低所得 1、2 に該当していれば支給されます。

②支給決定時に 20 歳未満… すべての所得区分の方が対象となります。

(ただし保護者などの世帯の所得区分で決定となります。)

また、グループホームの入居者で生活保護、低所得 1、2 に該当する場合、月額 1 万円 (家賃が 1 万円を下回る場合は家賃全額) が支給されます。

(2) 受給者証の更新手続き

障害福祉サービスを利用している場合、「福祉サービス受給者証」という水色の受給者証が発行されます。この受給者証には利用者のお名前、住所をはじめ、どのような障害福祉サービスを、どのぐらいの費用負担で、何日間利用できるのかなどの情報が記載されています。

障害福祉サービス受給者証		利用者負担に関する事項	
受給者証番号		利用者負担割合(原則)	1割 負担上限額
支給決定障害者等	居住地	適用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
	フリガナ	食事提供体制加算対象者	
	氏名	適用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
	生年月日	利用者負担上限額管理対象者該当の有無	
	フリガナ	利用者負担上限額管理事業所名	
児童	氏名	特記事項欄	
	生年月日	予備欄	
障害種別	1 2 3	このページには、負担上限額などが記載されます。	
交付年月日	平成 年 月 日		
支給市町村名及び印			

このページにお名前などが記載されます。

介護給付費の支給決定内容		訓練等給付費の支給決定内容	
障害程度区分		サービス種別	
認定有効期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	支給量等	
サービス種別		支給決定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
支給量等		サービス種別	
支給決定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	支給量等	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
サービス種別			
支給量等			
支給決定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
サービス種別			
支給量等			
支給決定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
予備欄			

これらのページには、受けている障害福祉サービスの名称、一ヶ月にどのぐらいサービスを受けられるか、などが記載されます。

※ 実際の受給者証と、ページの順番等の細部が異なります。

この受給者証は毎年6月ごろ、新しく決まった利用者の費用負担額などを記載したうえで利用者の方へ送付しています。(これを「福祉サービス受給者証の更新」といいます。)

この福祉サービス受給者証の更新の手続きには、次のものが必要になります。

- 申請書（障害福祉課から送付します）
- ご印鑑
- 福祉サービス受給者証（現在お使いのものです）
- 前年の1月～12月までの収入がわかるもの

「収入がわかるもの」につきましては、1月1日に帯広市にお住まいの方であれば、帯広市役所でお調べできる場合があります。しかし、1月1日に帯広市以外の他市町村にお住いの場合、マイナンバー制度の情報連携により申請者の同意を得て前居住先に課税証明書を照会する場合があります。

発行者：帯広市保健福祉部障害福祉課

住所：〒080-8670

帯広市西5条南7丁目1番地

☎0155-65-4147